

企業労働組合主席選出弁法（試行）

（2008年7月25日）

第一章 総則

第1条 企業労働組合主席の選出メカニズムをより一層健全化かつ充実にさせ、労働組合主席の役割を十分に発揮させ、職責を的確に履行し、労働組合組織の団結力を強めるため、『労働組合法』、『中国労働組合同規約』及び『企業労働組合業務条例』に基づき、本弁法を制定する。

第2条 中華人民共和国国内企業、企業化管理を実行する事業団体及び民間非企業団体の労働組合主席に対し、本弁法を適用する。

第3条 企業労働組合主席の選出にあたっては、共産党による幹部管理、法による規範化、民主的集中、組織秩序のある原則を堅持しなければならない。

第4条 上級の労働組合は、企業労働組合主席の選出を直接指導しなければならない。

第二章 任職条件

第5条 企業労働組合主席は、次の各号に掲げる条件を備えなければならない。

- （1）確固たる政治的な立場を有し、労働組合の活動に熱意を持つこと。
- （2）職責の履行に相応する知識レベル、法律法規及び生産経営の管理知識を有すること。
- （3）民主的な態度を有し、大衆と密接な関係を保ち、組合員及び従業員のため熱心に奉仕すること。
- （4）比較的高い組織・調整能力を有すること。

第6条 企業行政責任者（行政副職を含む）、パートナー及びその近親族、人的資源部門の責任者及び外国籍従業員は、本企業の労働組合主席候補者としてはならない。

第三章 候補者の選出

第7条 企業労働組合の改選又は新たに労働組合組織を設置する場合、上級の労働組合、企業共産党組織及び組合員代表が指導グループを形成し、労働組合主席の候補者の指名及び選挙活動に責任を負う。

第 8 条 企業労働組合主席候補者は、労働組合分会又は労働組合グループを一単位として検討・推薦するか、もしくは組合員全体が無記名投票により推薦し、前期労働組合委員会、上級の労働組合又は労働組合準備グループが、多数組合員の意見に基づき、候補者リストを提出する。

企業労働組合主席候補者の数は、選出の定員より多くなければならない。

第 9 条 企業共産党組織及び上級労働組合は、企業労働組合主席候補者に対し考査を行い、任職条件に合致しない者を調整する。

第 10 条 企業労働組合主席の候補者を公示しなければならず、公示期間は 7 日間とし、氏名の画数に照らし配列する。

第 11 条 企業共産党組織及び上級の労働組合に企業労働組合主席の候補者を報告し、審査認可を受ける。

第 12 条 上級労働組合は、非公有制企業労働組合、連合基層労働組合に対し本企業以外の人員を労働組合主席の候補者として推薦することができる。

第四章 民主選挙

第 13 条 企業労働組合主席の選出は、法に基づき民主選挙プロセスを履行し、組合員による民主選挙を経た場合に限り、任職することができる。

第 14 条 企業労働組合主席の選出は、組合員大会又は組合員代表大会を開催し、無記名投票の方式により実施しなければならない。

事由により会議に出席しない候補者は、他の者に代理投票を委任することはできない。

第 15 条 企業労働組合主席は、組合員大会又は組合員代表大会の直接選挙により選出することができるほか、企業労働組合委員会の選挙により選出することができる。また、企業労働組合委員会委員と同時に選挙を実施することもでき、単独で選挙を行うこともできる。

第 16 条 組合員大会又は組合員代表大会による企業労働組合主席の選出について、選挙に参加する人数が大会参加定員数の 3 分の 2 以上に達する場合に限り、選挙を行うことができる。

企業労働組合主席候補者は、大会に参加する選挙権所有者の過半数の賛成票を獲得し、初めて当選とする。

第 17 条 如何なる組織及び如何なる個人も民主選挙活動を妨害してはならず、選挙権及び被選挙権を有する組合員が選挙会場に入場することを妨げてはならず、密かに談合したり他者を脅迫するなどの非組織行為により投票を強制したり、特定の候補者に投票しないことを強制してはならず、如何なる方法により選挙権を有する組合員の投票意向を追跡調査してはならない。

第 18 条 企業労働組合主席に欠員が生じた場合、3 ヶ月以内に補充選挙を行わなければならない。

補充選挙の前には同級の共産党組織及び上級労働組合の同意を得なければならない。暫定的に 1 名の副主席又は委員が組合活動を主宰するが、その期間は一般的に 3 ヶ月を超えてはならない。

第五章 管理及び待遇

第 19 条 企業労働組合主席の選出後、労働組合の法人資格にかかわる登録又は労働組合法人代表の変更登録にかかる手続きをしなければならない。

企業労働組合主席は、一般に、企業における副職級管理職員の条件に照らし配置するとともに、相応の待遇を与えなければならない。

会社制企業の労働組合主席は、法に基づき董事会メンバーとならなければならない。

第 20 条 企業労働組合主席は、同級の共産党組織及び上級労働組合による二重指導を受けるが、同級共産党組織の指導を主とする。共産党組織を設立していない企業につき、その労働組合主席は、上級の労働組合による指導を受ける。

第 21 条 従業員が 200 人以上の企業は、法に基づき専任の労働組合主席を配置する。同級共産党組織責任者が労働組合主席を担当する場合には、専任の労働組合副主席を配置しなければならない。

企業は、法に基づき兼任の労働組合主席の活動時間及び相応の待遇を保障しなければならない。

第 22 条 企業労働組合主席の任期が満了していない場合には、企業はこれを随意に異動してはならず、その労働契約を随意に解除してはならない。業務上の理由により異動が必

要な場合には、同級労働組合委員会及び上級の労働組合の同意を得て、法に基づき民主プロセスを履行しなければならない。

労働組合の専任主席について、就任の日より、その労働契約の期限は自動的に延長され、延長期間はその任職期間に相応する。非専任主席について、就任の日より、その未履行の労働契約期間が任期より短い場合、労働契約期間は任期満了まで自動的に延長される。任職期間において個人の重大な過失があるか、又は、法律で定める定年退職年齢に達する場合は除く。

企業労働組合主席の罷免及び交代について、組合員大会全体組合員又は組合員代表大会全体代表による無記名投票により過半数の賛成を得なければならない。

第 23 条 上級労働組合が推薦し、なお且つ民主選挙を経て選出される企業労働組合主席について、その賃金待遇、社会保険費用などは、企業より支払うか、上級労働組合又は上級労働組合及びその他により合理的に負担することができる。

第六章 附則

第 24 条 連合基層労働組合、基層労働組合連合会主席の選出は、本弁法に照らし執行する。

第 25 条 本弁法は、中華全国総労働組合が解釈について責任を負う。

第 26 条 本弁法は、公布の日より施行する。

	<p>この事業は、競輪の補助金を受けて実施するものです。</p> <p>http://ringring-keirin.jp</p>	
---	---	---